

平成 28 年熊本地震による国民健康保険・後期高齢者医療保険

一部負担金免除証明書の交付申請について

この度の熊本地震により被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、平成 28 年度熊本地震の被災者に係る国民健康保険の被保険者の窓口負担（一部負担金）は、平成 28 年 9 月末まで住家が全半壊するなど一定の要件に該当する場合、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで免除されることとされていましたが、平成 28 年 10 月から平成 29 年 2 月末まで免除を受ける場合、医療機関等の窓口で「被保険者証」と「免除証明書」の提示が必要になります。

つきましては、次のとおり免除証明書の交付申請を受け付けますので、必要書類等をお持ちのうえ、手続きされますようご案内申し上げます。

【免除の要件】

(1) 及び (2) に該当される方

- (1) 国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者
- (2) 平成 28 年熊本地震により、次の①～⑤のいずれかに該当される方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【申請場所】

中央庁舎住民課・砥用庁舎健康窓口課・東部出張所

※免除証明書につきましては、後期高齢者医療保険は両庁舎での即日交付になりますが、国民健康保険については中央庁舎のみ即日交付となり、砥用庁舎・東部出張所は後日郵送となりますので早めに手続きをお願いします。

【必要書類】

1. 一部負担金免除申請書（申請場所窓口に備えてあります）
2. 対象者の被保険者証
3. 印鑑（スタンプ式不可）
4. 被災証明書（写しでも可）

【問い合わせ先】 美里町役場 住民課 保険年金係 電話 4 6 - 2 1 1 3